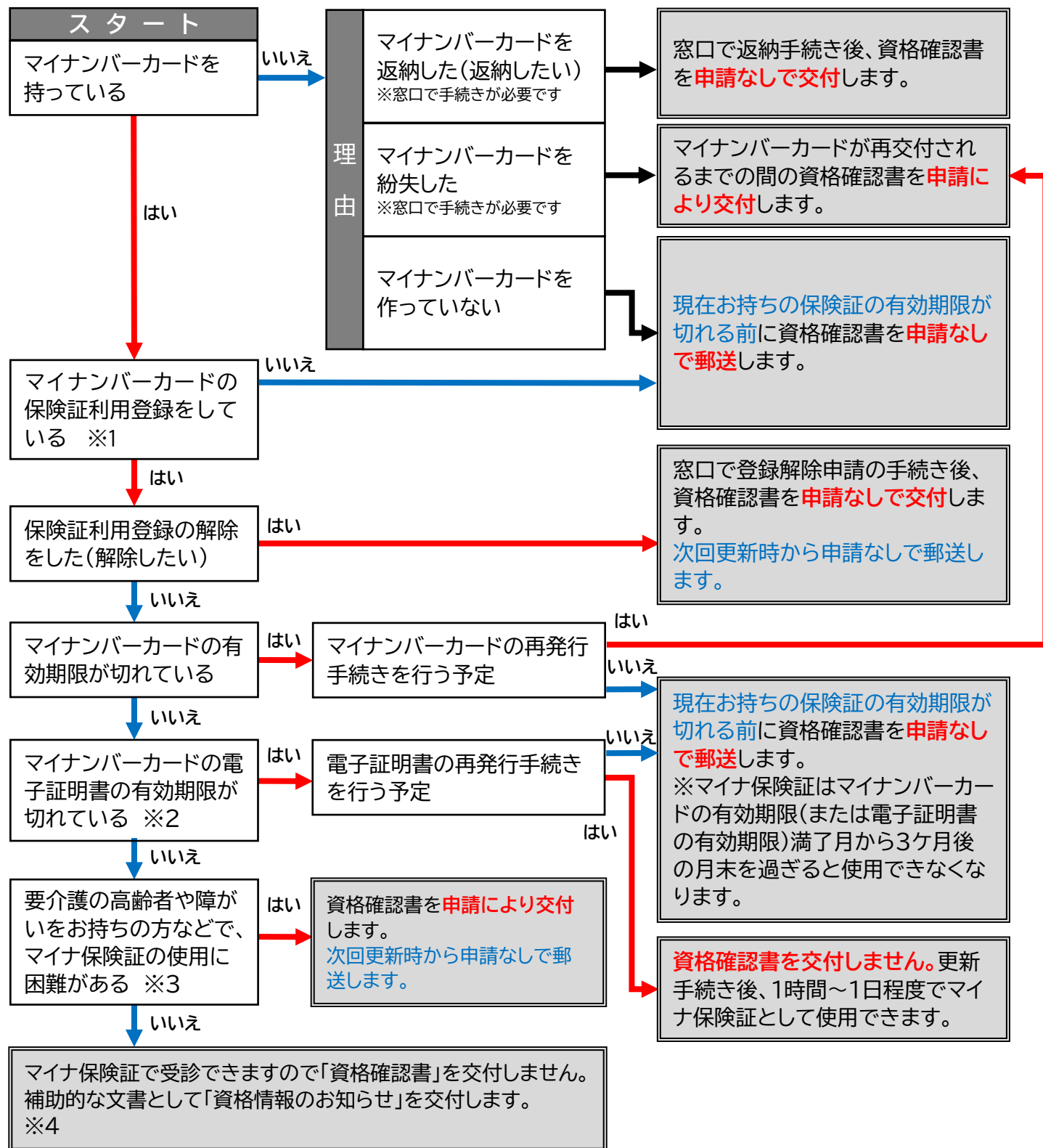


「資格確認書」交付の流れ

※保険証の有効期限(最長で令和7年7月31日)が切れるまでの対応

現在お持ちの保険証は、保険証記載の有効期限まで引き続き使用できます。



※1 マイナ保険証の利用登録状況は、マイナポータル内「証明書」エリアの「健康保険証」ページにて確認できます。

※2 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。

※3 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合。

※4 マイナ保険証が利用できない医療機関などを受診するときは「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を医療機関窓口
に提示してください。

国が示す通知に基づいた現時点(令和6年11月22日)のものです。変更になる場合もあります。